

平成 21 年 10 月 28 日

技3通 09-058

設計施工基準第3条に係る結果通知書

ALC協会

御中

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部



平成21年10月20日付で申請をいただきました「外壁ALCパネル現場タイル張り」については、下記2. に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、承認申請書の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

JIS A 5416 軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)のうち、外壁に用いられたパネル表面に、「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」に基づき現場でタイル張り仕上げを行う仕様。

2. 第3条申請に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

(1) 外壁の防水

- ① ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸透を防止する仕上材等の防水措置を施すこととする。(第9条第3項)
 - (1) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材E
 - (2) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材E
 - (3) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の複層仕上塗材に適合する複層塗材CE、可とう形複合塗材CE、防水形複合塗材CE、複層塗材Si、複層塗材E 又は防水形複層塗材E
 - (4) JIS A 6021(建築用塗膜防水材)の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系
 - (5) 前各号に掲げるものと同等以上の雨水の浸透防止に有効であるもの

2. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・この「通知書」の仕様で保険の申込みを行う場合は、事業者様から設計図書として提出が必要です。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。